

## 彦根市国際交流ホームステイバンク設置要綱(内規)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、外国人のホームステイを受け入れることによって、市民に、外国の文化や言語にふれる機会を増やし、国際社会で活躍する人材および多文化共生を推進する人材を育成するため、彦根市、彦根市国際協会または彦根市内にある大学のいずれかが主催する国際交流事業において、ホームステイの受入が可能な家庭を事前に登録しておくための彦根市国際交流ホームステイバンク(以下「ホームステイバンク」という。)を設置するにあたり、その運用に必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 ホームステイバンクに登録できる家庭は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内在住で国際交流や国際協力に深い関心があること。
- (2) 宿泊場所、食事等の基本的な日常生活の支援を無償で提供できること。なお、この要件は謝礼等の受領を妨げるものではない。

### (登録方法)

第3条 ホームステイバンクへの登録を希望する家庭は、この要綱を十分に理解した上で、彦根市国際交流ホームステイバンク登録申込書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

2 市は、前項の申込書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めた家庭を、彦根市国際交流ホームステイバンク登録者名簿(以下「名簿」という。)に登録する。

### (調整方法)

第4条 名簿に登録された家庭(以下「登録家庭」という。)は、市からホームステイの受入先募集に関する情報提供を受けるものとする。

2 市から情報提供を受けた登録家庭が、ホームステイの受入を希望する場合には市にその旨を連絡し、市は受入を希望する登録家庭の情報を必要に応じて国際交流事業の主催者(以下「主催者」という。)に提供するものとする。

3 ホームステイ等の実施に関する具体的な連絡及び調整については、登録家庭と主催者との間で直接行うものとする。

### (登録内容の変更)

第5条 登録家庭は、第1号に掲げる申込書の記載内容に変更があったときは、彦根市国際交流ホームステイバンク異動(変更)申出書(様式第2号)を、市に提出しなければならない。

(登録の取消)

第6条 登録家庭は、第2条に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき、または、登録の取り消しを希望するときには、彦根市国際交流ホームステイバンク異動(変更)申出書(様式第2号)を、市に提出しなければならない。

2 市は、前項の規定による申し出を受理したとき、または登録家庭にふさわしくない事由が生じたと認めたときには、登録を取り消すことができる。

3 市は、前項の規定により登録を取り消したときは、その理由及び登録の取消日を記載した書面により、その旨を登録家庭に通知するものとする。

(危険負担等)

第7条 市は、この制度に係る活動により、緊急又は不測の事態が発生し、登録家庭や希望者等に傷害及び損害等が発生しても、その賠償の責を負わない。

(個人情報の保護)

第8条 主催者は、この業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(庶務)

第9条 この制度に係る庶務は、市長直轄組織シティプロモーション推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。